

船橋市地域防災計画の修正について（概要）

1. 災害対策基本法の改正

災害対策基本法の改正により、以下①～⑥について明記した。

①要配慮者、避難行動要支援者関係

- ・「災害時要援護者」から「要配慮者」・「避難行動要支援者」への名称変更に伴い、「要配慮者」・「避難行動要支援者」に修正した。（総 1.1-2 他多数）
- ・災害時要援護者台帳及び災害時要援護者名簿見直しに伴い、避難行動要支援者名簿の作成に関する旨を明記した。（地 1.9-3）
- ・避難支援等関係者となる者について明記した。（地 1.9-3）
- ・避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲について明記した。（地 1.9-3）
- ・避難行動要支援者名簿情報の提供に際し、情報漏えいを防止するための措置を講じる旨を明記した。（地 1.9-3）

②地区防災計画関係（地 1.1 -5）

自助・共助による自発的な活動のために、地区ごとの地域の実情や特性に応じた地区防災計画の作成を推進する旨を明記した。

③指定緊急避難場所関係（地 1.5 -1 他）

洪水・津波等の災害により危険が及ぶ場所については、看板等で明確にして指定緊急避難場所（指定緊急避難所）として指定する旨を明記した。

④緊急通行車両の通行の確保（地 2.5-4、風 1.4 -5）

災害時に、道路管理者が放置車両対策等の強化を図る旨を明記した。

⑤大雪警報等の情報伝達手段（風 1.4 -6）

大雪警報等の情報について市ホームページ、ふなばし災害情報メール、等を用いて周知を行っていく旨を明記した。

⑥雪害に関する防災関係機関相互の連携（風 1.4 -6）

雪害対応に係る経験が豊富な地方公共団体との情報交換や協定締結等について検討を行う旨を明記した。

2. 帰宅困難者対策の項目（節）を追加（地 2.20-1～4、風 2.20-1）

帰宅困難者対策の整備により「第 20 節帰宅困難者対策」として、新たに項目を追加した。

- 第 1 船橋駅・西船橋駅周辺での帰宅困難者等の混乱防止対策
- 第 2 帰宅困難者の子供（生徒・児童・園児）等の保護、一時待機
- 第 3 一般の事業者等に対する従業員等の施設内待機協力等の呼びかけ
- 第 4 帰宅困難者の徒歩による帰宅支援
- 第 5 帰宅困難者（特別搬送者）の搬送

3. 水防本部設置前の体制を追加（風 2.1-6 他）

これまで、水防本部設置前の体制として一段階【水防準備体制（各課対応）】としていたが、水防本部設置前の体制として二段階【①各課対応、②水防準備体制】とし、配備基準を明確にした。

- ① 各課対応として、気象注意報等発表の際に、各課で職員動員数を決定し、災害対応にあたる。
- ② 水防準備体制として、気象警報等、危機管理課長及び各水防関係課長が必要と認めた時に、①各課対応から増員して災害対応にあたる。災害の状況に応じて、水防本部に移行できる体制としておく。

4. 受援体制の明確化（地 2.1-35 他）

他市（各機関）に対して応援要請した際の応援職員等の受入体制、受入担当班を明記した。

5. 石油コンビナート等特別防災区域の指定解除による修正（地 1.4-9 他）

石油コンビナート等特別防災区域の京葉臨海北部地区における、船橋市内の日の出2丁目、栄町2丁目、西浦2丁目及び西浦3丁目の区域解除に伴い記述を修正した。

6. 水防活動従事者の安全配慮を明記（風 2.5-2）

洪水、津波または高潮において、冠水が予想される道路、主要な河川、下水道施設、街路樹、公園の他、がけくずれ危険箇所等の巡視・警戒活動や緊急措置等の水防活動に従事する者の安全確保の配慮について明記した。

7. 土砂災害警戒情報が発表された際の対応を明記（風 2.2-5 他）

改正土砂災害防止法の成立により、土砂災害警戒情報が発表された際の情報伝達体制の整備し、危険箇所の周辺住民に対し周知、広報を行う旨を明記した。

- ① 本部統括班（危機管理課）は、情報伝達体制の整備を進め、土砂災害警戒情報が発表された際には、危険箇所の周辺住民に対して避難勧告等を発令する旨を明記した。
- ② 土砂災害情報の発表等により、危険が予想される地域の消防団の待機、活動体制を明記した。

8. 福祉避難所の追加（地 2.7-16 他）

船橋特別支援学校高根台校舎※、船橋特別支援学校金堀校舎を福祉避難所に指定する。
※船橋特別支援学校高根台校舎は、従前より一時避難場所・宿泊可能避難所の指定済み。

9. 降灰対策の項目（章）を追加（その他 1.1-1～1.3-5）

富士山の火山噴火による降灰対策の整備により、「第5部その他災害対策編第1章降灰対策編」として、新たに項目を追加した。

第1節 対策の考え方

第2節 予防対策

第3節 応急対策

10. 組織改正を反映（地 2.1-16～23 他）

平成27年4月及び10月の組織改正を反映し、関係部分を修正した。

- ① 財務課が解体されたことに伴い、第1教育班と第3調査班を統合し、第1教育班とした。
- ② 健康部から健康増進課、保健センター等の業務が保健所へ移管され、地域保健課及び健康づくり課が新設されたことに伴い、班構成及び分掌事務の修正をした。
- ③ 福祉サービス部の高齢者福祉課、介護保険課等が健康・高齢部に移管されたことに伴い班構成及び分掌事務の修正をし、第4要配慮者支援班を新設した。